

子ども発達センター 地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか) ☎03-5698-1324

発達に課題のある1歳6か月から就学前までのお子さんを対象として児童発達支援事業を行う施設です。お子さんの成長に合わせた小集団支援や個別支援を行っています。見学・質問を随時受け付けていますので、お問い合わせください。

～こんな支援を行っています～

健康・生活

健康と生活リズムの維持や基本的な生活習慣の形成につながるように、家庭と連携する機会を設けています。

運動・感覚

運動・動作の経験や感覚遊びの興味・関心を高めることをねらいとして、走る、くぐる、またぐ、押す、粘土、絵の具、ふれあい遊びなどを提供しています。

認知・行動

認知の特性についての理解や対応をねらいとして、はじまりの会などの繰り返しの活動や、発達段階に合わせた提示の仕方の工夫を行っています。

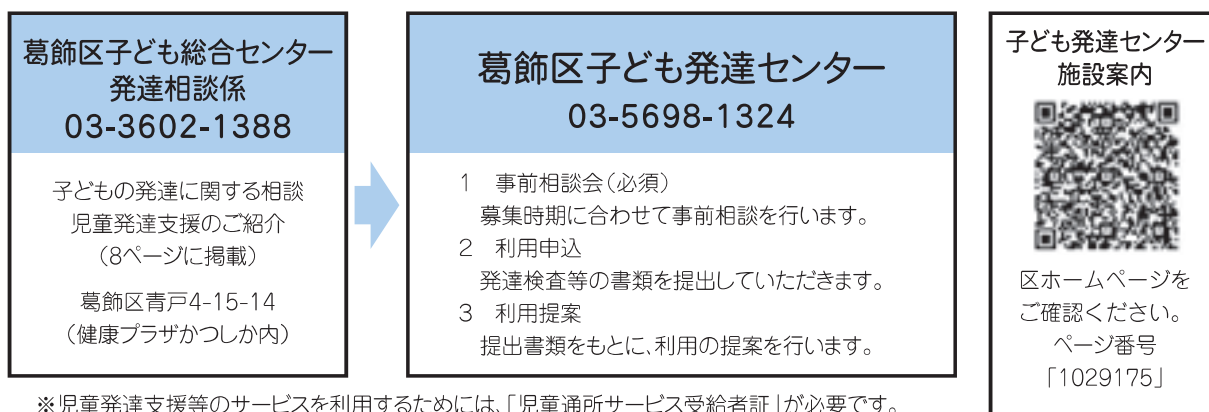
言語・コミュニケーション

コミュニケーションへの意欲を高め、様々なコミュニケーション手段を育んだり、様々な感情を味わいながら人と関わる経験が積めたりすることをねらいとして、ごっこ遊び、ボウリング、フルーツバスケットなどの遊びを提供しています。

人間関係・社会性

発達段階に応じて他者と関わる楽しさを育めることをねらいとして、ボール遊びやルールのあるゲームなどの遊びを提供しています。

～子ども発達センター利用までの流れ～



※児童発達支援等のサービスを利用するためには、「児童通所サービス受給者証」が必要です。
手続きについては、各施設、または葛飾区子ども総合センターにお問い合わせください。

事業内容

★児童発達支援事業

■子ども発達センター

◆利用日

月～金曜日 週1～5回の支援

◆実施場所

堀切3-34-1

(ウェルピアかつしか1階)

〈重症心身障害児・医療的ケアを必要とする児童のクラスあり〉

■子ども発達センター堀切分室

◆利用日

月～金曜日

基本週2回2時間の支援

◆実施場所

堀切3-34-1

■子ども発達センター水元分室

◆利用日

月～金曜日

基本週2回2時間の支援

◆実施場所

水元4-6-15

(水元憩い交流館2階)

■子ども発達センター新小岩分室

◆利用日

月～金曜日 週1～2回の支援

◆実施場所

西新小岩4-33-2

(にこわ新小岩2階)

〈重症心身障害児・医療的ケアを必要とする児童のクラスあり〉

★保育所等訪問支援事業

児童が所属する保育所・幼稚園等に職員が訪問し、集団生活の適応に向けた支援を行います。

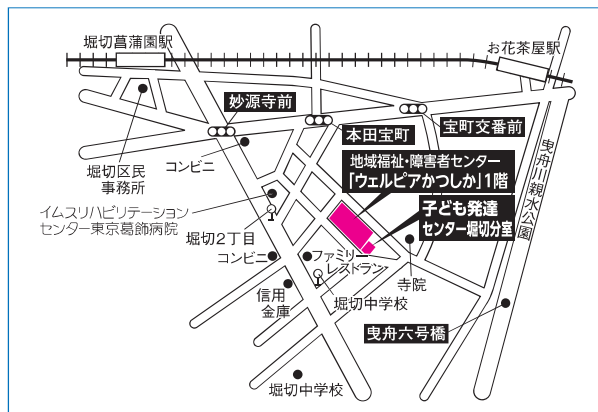
★相談支援事業

区内療育機関に通所するために必要な手続きの相談をお受けします。

★居宅訪問型児童発達支援事業

外出が困難な児童の自宅に専門職が訪問し、支援を行います。

子ども発達センター・子ども発達センター堀切分室

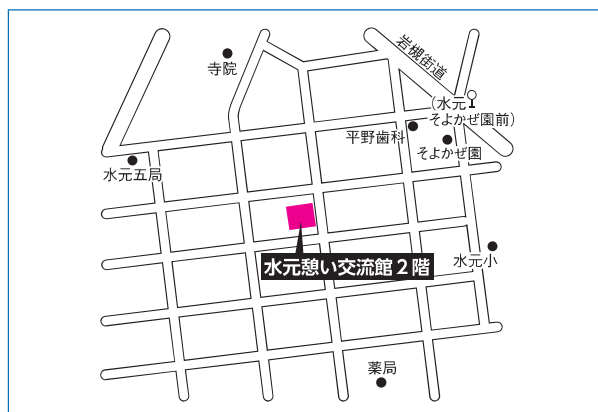


◆堀切3-34-1

京成線「堀切菖蒲園駅」又は「お花茶屋駅」下車各徒歩13分
京成バス東京

綾瀬駅～新小岩駅「堀切中学校」下車徒歩3分

子ども発達センター水元分室



◆水元4-6-15

京成バス東京金町駅～戸ヶ崎停車場「水元小学校」下車徒歩5分

子ども発達センター新小岩分室



◆西新小岩4-33-2

・新小岩駅下車(北口)徒歩8分 ・にこわ新小岩2階

妊娠・出産

1

ママへ

2

たばこ酒

3

低出生体重

4

赤ちゃん

5

パパ・成長

6

防災

8

事故予防

9

おでかけ

10

相談・預かり

11

保育園等

12

急病

13

保健所等

14

区見相

15

相談窓口

16

区LINE

17

緊急一時保育 子育て施設支援課 私立保育所係 ☎03-5654-8297



保護者が病気や出産等で入院をしなければならなくなったときや、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならなくなったとき等に、一時的にお子さんを保育施設でお預かりします。

一時保育 お問い合わせは各施設へ



家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりする事業です。週1～3日、1日4～8時間程度の保育が必要な場合に、通院・通学・介護等、理由を問わずご利用いただけます。

定期利用保育 お問い合わせは各施設へ



短時間就労等のため家庭での保育が困難となった3歳未満のお子さんを、一時保育利用のお子さんと同様で、一定期間保育する事業です。出産、病気、就学等の理由では利用できません。

休日保育 お問い合わせは各施設へ



保護者が就労や病気などの理由で、休日にお子さんの面倒が見られないとき、保護者に代わって保育する事業です。

病児・病後児保育 お問い合わせは各施設へ



病児保育：病気の治療中でも症状が安定していて、入院治療の必要のないお子さんを保育します。

病後児保育：病気の回復期で集団保育が困難なお子さんを保育します。

訪問型保育 お問い合わせは各施設へ



お子さんが病気の回復期にあって集団保育が困難な時期や、保護者の方が産前産後のため一時的に保育が困難になる場合などに、自宅に訪問して保育を行います。

かつしかファミリー・サポート・センター 葛飾区社会福祉協議会

- 目的** 仕事と育児の両立支援、子育て家庭の一時的な援助
- 活動** 仕事の都合や家庭の事情などで、一時的に育児が必要なときに会員相互で援助します。(有償ボランティア)
- 会員** 育児援助を受けたい方(ファミリー会員) ※生後6か月から小学校6年生までの子どもを育てている方
育児援助を行いたい方(サポート会員)
- 援助内容** (病気・体調不良の場合及び災害時を除く)
- ☆仕事の都合や、出産に伴い保育園や幼稚園などへの子どもの送迎が困難なとき、代わりに送迎します。
 - ☆学童保育クラブが終わったあとに、子どもを預かります。
 - ☆忙しくて子どもの見守りが必要なとき、一時的に子どもを預かります。
- 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-4151
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階(ウエルピアかつしか内)



ショートステイ・トワイライトステイ事業 子ども総合センター ☎03-3602-1386 (P.8~9参照)

保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、下記施設で短期的に保育を行う事業です。いずれも区内在住の2歳以上15歳以下(中学生以下)の児童が対象です。また、事前に希望すれば施設間の送迎サービス(有料)が利用できます。利用にあたっては子ども総合センターで事前の利用登録・施設見学と、原則として利用する5日前までの利用申請が必要です。利用料には減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

事業名	保護者の状況等	利用時間	利用料金	定員	利用期間
ショートステイ	入院・仕事・育児疲れ等	24時間(入退所は午前8時~午後8時)	1日 6,000円	1日あたり 6名	1か月あたり7泊以内 (育児疲れは4泊以内)
トワイライトステイ	仕事・育児疲れ等	午後3時~ 午後10時	1日 2,000円	1日あたり 10名	1か月あたり7日以内

実施施設 希望の家 青戸4-14-15
メリーアティックロンド 東金町5-2-22

休業日 両施設とも年末年始

子育て支援ボランティア派遣事業(ホームスタート)

妊娠中の方、就学前のお子さんがある家庭にボランティア(研修受講済)が訪問する家庭訪問型の子育て支援です。保護者に寄り添いながら話を聞いたり、一緒に家事や育児を行います。利用は無料で、訪問は週1回2時間程度、計7回が目安です(事前面談等含む)。

※ベビーシッターや家事代行はできません。

社会福祉法人共生会 希望の家 青戸4-14-15
☎03-5650-2424



しあわせサービス

葛飾区社会福祉協議会

対象 妊産婦の方（妊娠中～産後1年以内）で、家事援助が必要な方ひとり親家庭の方（満1歳から小学校6年生まで）で、子どもの送迎や見守りが必要な方

☆地域の方々の協力により、家事や送迎等のお手伝いをします。利用する場合は、会員登録が必要です。

費用 1時間700円（1時間経過後は30分350円） 年会費600円
社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウエルピアかつしか内）



ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

葛飾区社会福祉協議会

小学校3年生までの児童を扶養しているひとり親家庭等へ、家事・育児を支援するホームヘルパーを一定期間派遣します。詳しくはお問い合わせください。（生計中心者の所得に応じ、費用の一部負担があります。）

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウエルピアかつしか内）



民生委員・児童委員について

福祉管理課 地域福祉係 ☎03-5654-8244

児童委員は民生委員が兼ねています。児童委員には担当区域を持つ児童委員と、担当区域を持たず、児童問題を専門に担当する主任児童委員がいます。両者とも、地域の身近な相談相手として、乳幼児や児童、妊産婦、ひとり親の方などについて相談にのり、それぞれの抱える問題に応じて利用できる制度、施設、サービスについて助言します。

相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。安心してお気軽にご相談ください。各委員の連絡先など、詳しくはお問い合わせください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）相談

配偶者（事実婚の関係にあるものを含む）及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力は重大な人権侵害です。

ひとりで悩まないで相談してみませんか？

国、都、区及び警察は、DV防止法に基づき、配偶者等から暴力を受けた被害者に対し、相談や保護などさまざまな援助を行っています。

暴力には身体的暴力だけでなく、心を傷つける言葉や態度による精神的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力も含まれています。まず声に出して相談することが大きな一歩につながります。（相談は無料です。秘密は固く守ります。）

●葛飾区内の相談機関

●男女平等推進センター ☎03-5698-2211

配偶者等からの暴力相談（DV相談） 要予約
（毎週月・木曜日午前10時から午後5時まで 年末年始（12/29～1/3）・祝日除く）

●警察 葛飾警察署 生活安全課生活安全相談係 ☎03-3695-0110
亀有警察署 生活安全課生活安全相談係 ☎03-3607-0110

12. 保育園・幼稚園等

保育園等

入所の要件

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

保護者が次のような要件により、日中家庭で保育ができない0歳から就学前までのお子さんを、保育園等（認可保育園・認定こども園（保育部門）・家庭的保育事業所・小規模保育事業所）で保育します。

- ① 保護者が仕事をしている、または仕事を始める場合
 - ② 保護者が病気・出産・その他心身に障害がある場合
 - ③ 保護者が介護をしている場合
 - ④ その他どうしても家庭で保育できない事情がある場合
- 保育が必要な要件を認定し、区から「支給認定証」を発行します。

保育園等への入所手続き

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

毎年10月下旬（予定）に、来年度の「保育施設利用案内」を発行します。区内の認可保育園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所や区民事務所等で配布するほか、区ホームページからもダウンロードできます。入所申込みに必要な書類や申込締切日などは「保育施設利用案内」をご参照ください。

申込み

入所を希望する月の締切日までに、申込書類を提出してください。保育所等入所申込みと保育の必要性の認定申請を同時に行えます。

利用調整 (選考)

提出された書類により、保育の必要性の認定を行います。利用調整基準により、利用調整を行い、指数の高い世帯から保育施設を内定します。

内定した場合

内定した方には、電話で連絡します。4月入所は、区ホームページで結果を公表します。

内定した保育施設で、面接・健康診断を受けていただきます。

入所決定
認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所は、保護者と保育施設で契約を結んでいただきます。

利用者負担額（保育料）を、文書で通知します。

入所保留の場合

入所できなかった（入所保留）方には、入所を希望する最初の月のみ文書で通知します。

申請は1月入所分まで有効です。入所希望月の翌月以降に希望施設に空きが出た場合は、利用調整（選考）を行います。

保育施設の空き情報は、毎月25日頃区ホームページで公開します。希望施設を変更したい場合は、毎月締切日までに「希望園等変更届」を提出してください。